

建設業許可変更届関係書面の記載例

(近畿地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け記載例)

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課
(令和元年4月)
令和2年4月1日以降適用

建設業許可変更届関係書面の記載例（法定書類等）

記載例 目次

様式第二十二号の二	変更届出書（第一面）	1
様式第二十二号の二	変更届出書（第二面）	2
様式第二十二号の二	記載要領	5
様式第二十二号の三	届出書	6
様式第二十二号の四	廃業届	7
別紙8	変更届出書	8
建設業に係る訂正等の届出書		9

記載例に関するお問い合わせ先

〒540-8586
大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL：06-6942-1141

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係

<変更届等の提出について>

1. 届出の方法(提出部数と提出先)

- 「変更届出書」等の提出は、近畿地方整備局に郵送又は直接提出願います。
- 提出部数については許可申請書と同様には、正本1部と副本1部の2部提出して下さい。
提出書類は紐綴じにし、書類がバラバラにならないようにして下さい。

提出方法①(郵送の場合)

- ・書類を下の各宛先まで郵送してください。その際は、下記URLから専用の宛先用紙をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ封筒に貼り付けて送付してください。(郵送代金に不足のないようお願いいたします。)

<宛先>

〒540-8615

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課 建設業係宛て

【送付方法について】

- ・重要な書類については、一般書留など記録の残る配達方法により送付してください。
- ・審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、提出される書類の控えを保管してください。

【受付について】

- ・書類の受付日は発送日ではなく、近畿地方整備局の受付日となりますので、余裕を持って発送してください。
- ・受付印をご希望の方は、受付印通知用はがき(切手貼付・返送先等必要事項記載のもの)を同封してください。下記URLの記入例をご確認のうえ、様式をダウンロード・印刷してご利用ください。

【宛先用紙、受付印通知用はがき様式の記載例 及び 様式のダウンロードURL】

https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/daizinkyoka_sinsa.html

提出方法②(持参の場合)

- ・書類を下の場所まで持参してください。

<持参先>

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館1階 近畿地方整備局 建設産業第一課

※新館閲覧室ではありません。

<受付時間>

午前9時30分～午後4時30分

※「平日の正午から午後1:00まで」及び「行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日」は除きます。

【受付について】

- ・事前の予約はできません。
- ・窓口で本人確認を行いますので、従業員の方は社員証等、行政書士の方は行政書士証等の提示をお願いします。
- ・副本に受付印を押印し、お返しします。
- ・受付時間中は随時、提出書類の形式チェックをさせていただきます。専用受付窓口はありませんので、混雑する際には、お待ちいただくことがあります。時間に余裕をもってお越しください。

※郵送による申請にご協力をお願いします。

【その他】

- ・審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、提出される書類の控えを保管してください。
- ・大阪合同庁舎第1号館はセキュリティゲートを設置しています。1階受付において来庁者受付票に必要事項をご記入いただくとともに、身分証をご呈示いただき、「一時通行証」をお受取りのうえ入館してください。
- ・駐車場は数に限りがありますので、なるべく公共交通機関でのご来庁をお願いします。

※ 届出書の提出期限を過ぎてから届出することのないよう十分ご注意願います。

※ 届出後に要件不足が発覚した場合等、誤った届出をしたことが判明したときは、速やかに近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課 建設業係までご連絡下さい。

変更届出書

(第一面)

該当するもの全ての事項に○を付す。

下記のとおり、

- (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者

について変更があつた。

法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載して登録している代表者印を押印。ここでいう本店とは「主たる営業所」をいう。変更届出書の作成等を代理人を通じて行う場合は、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印します。(その場合は作成に係る委任状の写しの添付が必要)

令和 年 月 日

大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 株式会社 近畿建設 代表取締役 近畿 太郎 印

近畿 地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

許可番号 3500 国土交通大臣 許可(一般) 28 第023456号 平成 28 年 10 月 20 日

法人番号 361230004567890

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include 商号の変更, 資本金の変更, 申請者の代表者の変更, etc.

役員の就退任の日は登記事項証明書(商業登記簿)に記載されている日を記載する。

営業所の新設の場合は、令3使用人及び専任技術者を必ず記載すること。

※別途、第二面の提出が必要です。

営業所の廃止の場合は、令3使用人及び専任技術者を必ず記載すること。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

Form for registration details including 商号又は名称のフリガナ, 代表者又は個人の氏名のフリガナ, 主たる営業所の所在地市区町村コード, 郵便番号, 資本金額, etc.

法人の種類のフリガナは記入しない。

濁点、半濁点を有する文字は一文字として記入します。例: ダ ビ

法人の種類は略字で記入 株式会社 -> (株) 特別有限会社 -> (有) 合資会社 -> (資) 合名会社 -> (名)

コードに含まれる都道府県、市区町村名を記入。

※変更のあった部分のみ記入。(項番37~44)

総務省編「全国地方公共団体コード」により、該当コードの上5桁を記入する。(インターネットで検索できます。)

項番41に続く住所を記入。「丁目」、「番」及び「号」については「-」ハイフンを用いて記入する。

届出時の資本金を千円単位で右詰めで記入。(千円未満切り捨て)

局番との間は「-」ハイフンで繋ぎ左詰めで記入する。

連絡先 所属等 建設産業第一課 氏名 近畿 一郎 電話番号 06-942-1142

ファックス番号 06-942-1234

本届出内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・Fax番号を記入する。

(第二面)

区 分 ¹³ (2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更) 3. 従たる営業所の
新設 4. 従たる営業所の
廃止)

大臣
知事

許可番号 ¹³⁵¹⁰ 国土交通大臣 許可 (般 - ⁵¹⁰) 第 ⁵¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰ 号 許可年月日 平成 ¹¹¹³ 年 ¹⁵¹⁵ 月 ¹⁵¹⁵ 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 ³⁵ (1. 一般)
2. 特定)

変更前 ³⁵¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰

(従たる営業所)

フリガナ **トウキョウエイギョウシヨ**

従たる営業所の称 ⁴³⁵¹⁰¹⁵²⁰²³²⁵³⁰³⁵⁴⁰

従たる営業所の所在地市区町村コード ⁵³⁵¹ 都道府県名 **東京都** 市区町村名 **千代田区**

従たる営業所の所在地 ⁶³⁵¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰³⁵⁴⁰

郵便番号 ⁷³⁵⁶¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰ 電話番号 ¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰³⁵⁴⁰⁴⁵⁵⁰⁵⁵

営業しようとする建設業 ⁸³⁵¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰³⁵⁴⁰⁴⁵⁵⁰⁵⁵ (1. 一般)
2. 特定)

変更前 ³⁵¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰

新設する営業所に関する事項を全て記入する。

(従たる営業所)

フリガナ **オオサカエイギョウシヨ**

従たる営業所の称 ⁴³⁵¹⁰¹⁵²⁰²³²⁵³⁰³⁵⁴⁰

従たる営業所の所在地市区町村コード ⁵³⁵¹⁰¹⁵²⁰ 都道府県名 **大阪府** 市区町村名 **大阪市中央区**

従たる営業所の所在地 ⁶³⁵¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰³⁵⁴⁰

郵便番号 ⁷³⁵⁶¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰ 電話番号 ¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰³⁵⁴⁰⁴⁵⁵⁰⁵⁵⁶⁰⁶⁵

営業しようとする建設業 ⁸³⁵¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰³⁵⁴⁰⁴⁵⁵⁰⁵⁵ (1. 一般)
2. 特定)

変更前 ³⁵¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰

(従たる営業所)

フリガナ

従たる営業所の称 ⁴³⁵¹⁰¹⁵²⁰²³²⁵³⁰³⁵⁴⁰

従たる営業所の所在地市区町村コード ⁵³⁵¹⁰¹⁵²⁰ 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 ⁶³⁵¹⁰¹⁵²⁰²³²⁵³⁰³⁵⁴⁰

郵便番号 ⁷³⁵⁶¹⁰¹⁵²⁰ 電話番号 ¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰³⁵⁴⁰⁴⁵⁵⁰⁵⁵

営業しようとする建設業 ⁸³⁵¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰³⁵⁴⁰⁴⁵⁵⁰⁵⁵ (1. 一般)
2. 特定)

変更前 ³⁵¹⁰¹⁵²⁰²⁵³⁰

(第二面)

区 分 ¹ ² (2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更) 3. 従たる営業所の
新設 4. 従たる営業所の
廃止)

大臣
知事 コード

許 可 番 号 ¹ ² ³ ⁴ 国土交通大臣 許可 (般 - ⁵ ⁶) 第 ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² 号 平成 ¹³ ¹⁴ 年 ¹⁵ ¹⁶ 月 ¹⁷ ¹⁸ 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営 業 し よ う と す る 建 設 業 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ (1. 一般)
2. 特定)

変 更 前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

(従たる営業所)

従 たる 営 業 所 の 名 称 ³ ⁴ フリガナ トウキョウエイギョウシヨ
³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ **廃止する営業所の名称のみ記入する。**

内 容

従 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 一 級 市 区 町 村 コ ー ド ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従 たる 営 業 所 の 所 在 地 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

郵 便 番 号 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ - ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ 電 話 番 号 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

営 業 し よ う と す る 建 設 業 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ (1. 一般)
2. 特定)

変 更 前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

(従たる営業所)

従 たる 営 業 所 の 名 称 ³ ⁴ フリガナ オオサカエイギョウシヨ
³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

内 容

従 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 一 級 市 区 町 村 コ ー ド ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従 たる 営 業 所 の 所 在 地 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

郵 便 番 号 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ - ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ 電 話 番 号 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

営 業 し よ う と す る 建 設 業 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ (1. 一般)
2. 特定)

変 更 前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

(従たる営業所)

従 たる 営 業 所 の 名 称 ³ ⁴ フリガナ _____
³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

内 容

従 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 一 級 市 区 町 村 コ ー ド ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従 たる 営 業 所 の 所 在 地 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

郵 便 番 号 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ - ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ 電 話 番 号 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

営 業 し よ う と す る 建 設 業 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ (1. 一般)
2. 特定)

変 更 前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

(第二面)

区 分 ¹ ² (2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更) 3. 従たる営業所の
新設 4. 従たる営業所の
廃止)

大臣 知事 コード

許 可 番 号 ¹ ² ³ ⁴ 国土交通大臣 許可 (般 特 ⁵ ⁶) 第 ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² 号 平成 ¹³ ¹⁴ 年 ¹⁵ ¹⁶ 月 ¹⁷ ¹⁸ 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ (1. 一般)
2. 特定)

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

(従たる営業所)

フリガナ **トウキョウエイギョウシヨ**

従たる営業所の称 ⁴ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

従たる営業所の所在地市区町村コード ⁵ ³ ⁴ ⁵ ⁶ 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 ⁶ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

郵便番号 ⁷ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

営業しようとする建設業 ⁸ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ (1. 一般)
2. 特定)

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

営業しようとする建設業の業種を追加する場合
(土、電、管工事業の追加事例)

(従たる営業所)

フリガナ **オオサカエイギョウシヨ**

従たる営業所の称 ⁴ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

従たる営業所の所在地市区町村コード ⁵ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ 都道府県名 **大阪府** 市区町村名 **大阪市中央区**

従たる営業所の所在地 ⁶ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

郵便番号 ⁷ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ 電話番号 ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

営業しようとする建設業 ⁸ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ (1. 一般)
2. 特定)

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

営業所の所在地のみを変更する場合

(従たる営業所)

フリガナ **ナゴヤエイギョウシヨ**

従たる営業所の称 ⁴ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

従たる営業所の所在地市区町村コード ⁵ ³ ⁴ ⁵ ⁶ 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 ⁶ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

郵便番号 ⁷ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

営業しようとする建設業 ⁸ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ (1. 一般)
2. 特定)

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

営業しようとする建設業を一部廃止する場合
(土、管、機工事業の廃止事例)

様式第二十二号の二

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「般特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 35「許可番号」の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 36「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、経営業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はクのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例) (株) A建設 (有) B建設 (有) □□

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特 別 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 14 39「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はクのように1文字として扱うこと。
- 15 40「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 17 42「主たる営業所の所在地」及び86「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば2-1-3□□のように記入すること。
- 18 43及び87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□□のように左詰めで記入すること。
- 19 44「資本金額又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 81「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

- 22 83及び88「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、84「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

届 出 書

該当する理由に○を付す。

- 下記のとおり、
- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (2) 経營業務の管理責任者を削除した
 - (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (4) 専任の技術者を削除した
 - (5) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

(主な事例)
 ・経營業務の管理責任者が二人以上いる場合に一部業種を廃業したことにより、当該業種に係る経營業務の管理責任者を削除する場合。
 ・営業所の廃止又は一部業種の廃止により、担当する専任技術者を削除する場合。(所属営業所を変更する場合を除く。)

近畿 地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

株式会社 近畿建設

代表取締役 近畿 太郎 印

届 出 者

項 番 大臣 コード
知事

許 可 番 号 [] 5 1 0 0

国土交通大臣 許可 (一般 - 28) 第 0 2 3 4 5 6 号

許 可 年 月 日
平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日

該当するものに○を付す。

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合
- (2) 経營業務の管理責任者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [] 5 2 近 畿 太 郎 [] [] [] [] [] [] [] []

生 年 月 日 H 0 1 年 0 3 月 0 3 日

該当するものに○を付す。

- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
- (4) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [] 5 3 近 畿 一 郎 [] [] [] [] [] [] [] []

生 年 月 日 H 0 3 年 0 1 月 1 8 日

営 業 所 の 名 称 東京営業所

建 設 工 事 の 種 類 土、建

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [] 5 3 近 畿 二 郎 [] [] [] [] [] [] [] []

生 年 月 日 H 0 1 年 0 3 月 0 3 日

営 業 所 の 名 称 東京営業所

建 設 工 事 の 種 類 管、内

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [] 5 3 [] [] [] [] [] [] [] []

生 年 月 日 [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

営 業 所 の 名 称

建 設 工 事 の 種 類

- (5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

[]

変 更 届 出 書

令和 年 月 日

許可番号 国土交通大臣許可（般・特－28）第012345号

法人番号 1230004567890

届出者 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎 印

近畿地方整備局長 殿

届出者印は、法人の場合は、登録している代表者印を押印。

事業年度(第 60 期 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31日まで)が
終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出

該当する提出書面の番号を○で囲む。

記

※下記提出書面のうち、(9) 使用人数、(10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表、(11) 定款、(12) 健康保険等の加入状況については、変更があった場合のみ添付のうえ提出すること。

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等
変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書
(8) 所得税納付済額証明書 (9) 使用人数 (10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の
一覧表 (11) 定款 (12) 健康保険等の加入状況

記載要領

(1)から(12)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

建設業に係る訂正等の届出書

令和 年 月 日

国土交通大臣 許可番号 (般・特一 28) 第012345号
所在地 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
商号又は名称 株式会社 近畿建設
近畿地方整備局長 殿 代表者氏名 代表取締役 近畿 太郎 印
〔 担当者・申請代理人の氏名 _____ 〕
〔 電話 _____ 〕

下記の内容について、届出いたします。

① 建設業許可申請書等の記載事項の訂正 (書類受付日 平成29年8月1日)

届出事項	様式番号	訂正の内容
決算変更届の訂正 (H28.4.1~H29.3.31)		
工事経歴書(土、建)	第2号	件数追加、小計・合計の訂正
直前3年の各事業年度 における工事施工金額	第3号	記載金額の訂正
貸借対照表	第15号	流動資産合計、流動負債合計の金額の訂正
損益計算書	第16号	完成工事高の記載金額の訂正

② 組織変更等に伴う従前の会社等の

※上記訂正に係る各様式については、訂正前の文字等を二重線で消し、訂正箇所を朱書きで明記し、本届出書に添付すること。

事業年度 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

従前の会社等 所在地
商号又は名称
代表者氏名

許可番号 般・特一 第 _____ 号(最終の許可番号)

③ その他 (_____)

【記載上の注意事項】

- ※1 該当する項目の前の□に✓を入れ、具体的な内容を記入して下さい。
- ※2 訂正後の様式は、訂正にかかわるもの全てを添付して下さい。
- ※3 訂正箇所を明白にするため、朱書きで、訂正前の文字等を二重線で消し、訂正後の文字等を余白に記入して下さい。
- ※4 訂正の場合は、申請書・変更届の書類ごとに作成して下さい。